

生活福祉資金 緊急小口資金 貸付申請必要書類 〔新型コロナウイルス感染症の影響による〕

申請される方にご用意いただくもの

- 本人確認書類 ※以下のいずれか一つが必要になります。
 - 健康保険証、運転免許証、障害者手帳、住民基本台帳など
- 住民票 **※マイナンバーは記載しないでください**
 - ✓ 世帯全員記載、続柄が明記されていること
 - ✓ 発行3ヵ月以内のもの
 - ✓ 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること
- 口座振替を希望する口座の銀行印
 - ※口座振替ができる金融機関は 山口銀行もしくは西京銀行のいずれか になります
- 預金通帳もしくはキャッシュカード（山口銀行もしくは西京銀行）
 - ✓ 貸付金の振込及び引き落としを希望する口座のもの
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収していることが確認できる書類
※例えば、減収する前と後の給与明細や給与欄が記帳された通帳のコピー
※減収を証明できるものがない場合は申立書を提出
- その他 ⇒ 特別な理由で20万円の借入を希望する場合は以下の書類が必要です
 - 世帯員に新型コロナウイルス感染症罹患者がいる場合
→窓口にお電話ください
 - 世帯員に要介護者がいるとき
→要介護者の介護保険被保険者証
 - 世帯員が4人以上いる場合
→住民票にて確認します
 - 臨時休校となった小学校等へ通う子がいる場合
→特に必要ありません
 - 世帯員に減収した個人事業主等がいる場合
→個人事業主等の減収したことがわかる書類、営業許可証、開業届、確定申告書の控えなど

来所時に記入していただく書類

- 生活福祉資金借入申込書（署名後、押印）※認印でも可
 - 1ヵ月の支出内訳
 - 借用書及び重要事項説明書（署名後、押印）※認印でも可
- ↓ 来所時に記入した後、金融機関で口座振替の手続きを行い、改めて提出していただく書類です
- 生活福祉資金 償還金口座振替依頼書（4枚複写）
 - 1枚目は金融機関（山口銀行もしくは西京銀行）の窓口へ提出し、複写の2枚目以降を岩国市社会福祉協議会へ提出してください